

平成30年3月臨時教育委員会会議録

1. 日 時 平成30年3月16日(金) 午前11時40分
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 奥 真弥
教育長職務代理者 北浦 秀樹
委 員 南 一早枝
委 員 畑谷 扶美
委 員 山下 潤一郎
委 員 中村 スザンナ
4. 説明のために出席した職員の職、氏名
教育部長 上野 正一
スポーツ推進担当理事 谷口 洋子
教育総務課長 檜葉 浩司
教育総務課教職員担当参事 十河 統治
教育総務課学校給食担当参事 藪 剛司
教育総務課主幹 大関 逸子
青少年課長 山隅 唯文
スポーツ推進課長 山路 功三
子育て支援課長 川崎 弘二
(庶務係) 教育総務課長代理兼係長 北庄司 俊明
5. 本日の署名委員 委 員 南 一早枝

議事日程

- 議案第 13 号 泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務課)
- 議案第 14 号 泉佐野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について
(教育総務課)
- 議案第 15 号 泉佐野市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について
(教育総務課)
- 議案第 16 号 泉佐野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定により教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則の制定について (教育総務課)
- 議案第 17 号 泉佐野市営プール条例施行規則の一部を改正する等の規則の制定について
(教育総務課)
- 議案第 18 号 泉佐野市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(生涯学習課)
- 議案第 19 号 泉佐野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(生涯学習課)
- 議案第 20 号 泉佐野市立青少年センター条例施行規則を廃止する規則の制定について
(青少年課)
- 議案第 21 号 泉佐野市営プール条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
(スポーツ推進課)
- 議案第 22 号 泉佐野市民テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(スポーツ推進課)
- 議案第 23 号 泉佐野市立大池グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (スポーツ推進課)

(午前 11 : 40 開会)

奥教育長

ただ今から平成 30 年 3 月の臨時教育委員会議を開催します。

本日の傍聴はありません。

本日は赤坂委員が欠席されていますが、定足数を満たしていますので、会議が成立しています。

本日の会議録署名委員は、南委員にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

それでは、本日の審議に入りたいと思います。

議案第 13 号「泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

檜葉教育総務課長

議案第13号「泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

議案資料13並びに泉佐野市教育委員会事務局組織規則 新旧対照表をご覧ください。

今回の規則改正は、主に、本年4月の教育委員会事務局の組織機構改革によるものでございます。恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条の事務局の「内部組織」において、変更前は「教育総務課」のなかに「文化財係」がございましたが、変更後は教育総務課から「文化財係」を削り、「文化財保護課」を加え、同課内に「文化財係」と「日根荘係」を設けます。これは、文化財係を教育総務課より分離し、新たに文化財保護課として設置することによるものでございます。

次に、第3条の「教育部の事務分掌」において、第1項「教育総務課の事務分掌」の第3号「学校給食係」のアの「食材」を「物資購入」に、イの「調理指導」を「衛生管理」に改め、カの「スクールランチについてのこと」を全文削除いたします。

これは、現状に即していない文言等を実情に併せて、改正させていただくものでございます。

次に、変更前の第4号「文化財係」の項目をすべて削除し、変更後、新たに、第6項「文化財保護課の事務分掌」を加え、第1号「文化財係」の「ア 文化財保護の企画及び調整についてのこと。」、「イ 文化財の調査についてのこと。」、「ウ 文化財の保護、活用及び啓発についてのこと。」、「エ 文化財の指定についてのこと。」、「オ 文化財施設の管理及び運営についてのこと。」、第2号「日根荘係」の「ア 史跡日根荘遺跡の保存及び整備についてのこと。」、「イ 重要文化的景観の保存及び整備についてのこと。」、「ウ 歴史館いずみさのの管理及び運営についてのこと。」の各項目を追加します。

これは、先程述べました、文化財保護課の設置に伴うものでございます。

次に、第7条の条文中の「又はセンター」を削り、表中の1の欄の「青少年センター」を削りますのは、青少年センターの廃止に伴うものです。

また、同じ表3の欄の変更前の「新池プール」、「上瓦屋テニスコート」を削り、変更後に「佐野中学校プール」を追加しますのは、それぞれの施設の廃止及び新設に伴うものです。

続いて、4の欄の変更前の「歴史館いずみさの」と「旧新川家住宅」を削り、変更後に、新たに5の欄を設け、教育施設の列に「歴史館いずみさの」と「旧新川家住宅」を、所管課の列に「文化財保護課」を加えますのは、両施設の所管が教育総務課から新設される文化財保護課に移管されることによるものです。

また、この改正規則の附則としまして、関連いたします、「泉佐野市文化財保護審議会規則」、「泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画審議会規則」、「泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員会規則」の3規則の一部改正を規定しておりますので、併せて、ご説明させていただきます。

まず、「泉野市文化財保護審議会規則」新旧対照表をご覧ください。

第11条の「庶務」において、変更前の「教育総務課」を、変更後は「文化財保護課」に改めております。

続いて、「泉佐野市日根荘の里大木地区景観計画審議会規則」新旧対照表をご覧ください。

第 8 条の「庶務」において、変更前の「教育総務課」を、変更後は「文化財保護課」に改めております。

続いて、「泉佐野市史跡日根荘遺跡保存整備委員会規則」新旧対照表をご覧ください。

第 8 条の「庶務」において、変更前の「教育総務課」を、変更後は「文化財保護課」に改めております。

なお、全ての規則に、附則としまして、「この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。」としております。

説明は以上です。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

奥教育長

ただいま、教育総務課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第 13 号「泉佐野市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第 14 号「泉佐野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

極葉教育総務課長

議案第 14 号「泉佐野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」ご説明いたします。

議案資料 14 並びに泉佐野市教育委員会事務局事務決裁規程 新旧対照表 をご覧ください。

今回の規則改正は、主に、本年 4 月の教育委員会事務局の組織機構改革によるものでございます。

第 3 条の別表におきまして、2 ページの (8) において、変更前の「学校給食センターの管理運営についてのこと。」を変更後の「小中学校給食センターの管理運営についてのこと。」に改めますのと、(10) の「スクールランチについてのこと」を削除しますのは、平成 27 年度に中学校給食センターが稼働し、その時に改正すべき事項でしたが、失念していたため、今回改正させていただくものです。

次に、同じく、第 3 条の別表におきまして、変更前の「1 教育総務課」の所管する事項にあります、「(11)文化財の保護、保存及び活用についてのこと」を、新たに 6 として設けます「文化財保護課」の欄に、「(2)」として移動させ、「(12)歴史館いずみさの及び旧新川家住宅の管理運営についてのこと」を、変更後に、一部文言を改め、「(3) 歴史館いずみさの及び文化財施設の管理運営についてのこと。」とし、同じ欄に移動させるとともに、新たに、「(1) 文化財保護にかかる企画についてのこと。」と「(4) 史跡日根荘遺跡と重要文化財的景観の保存及び活用についてのこと。」を加えており

ます。

これらは、先程ご説明しました、組織機構改革で、教育総務課から文化財係が分離し、新たに文化財保護課として設置されることによるものです。

なお、いずれの事項につきましても、専決できる職位は課長としております。

また、附則としまして、「この規則は平成30年4月1日から施行する。」としております。

説明は以上です。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

奥教育長

ただいま、教育総務課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第14号「泉佐野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第15号「泉佐野市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

檜葉教育総務課長

議案第15号「泉佐野市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

議案資料15並びに泉佐野市教育委員会に対する事務委任規則 新旧対照表をご覧ください。

今回の規則改正は、市立幼稚園が廃止となり、本年4月より、公立幼稚園と公立保育所を統廃合し、就学前の教育と保育を一体的に提供する、幼保連携型認定こども園へ移行されることに伴うもので、これまで、市長から教育委員会へ事務委任されていた事務について整理を行うものでございます。

まず、第1号におきまして、変更前の「市内の幼稚園、小学校」を変更後の「市内の小学校」に改めますのは、市立幼稚園の廃止に伴うものでございます。

続いて、第2号の「泉佐野市立幼稚園保育料等に関する条例（昭和60年泉佐野市条例第5号）の規定に基づく保育料等の徴収についてのこと」を全文削除いたします。これは、市立幼稚園の廃止に伴い、同条例が廃止されることに伴うものでございます。

なお、幼保連携型認定こども園への移行後の保育料は、「泉佐野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の利用者負担等に関する条例」に基づき、市長が徴収することとなります。

次に、第9号「私立幼稚園就園奨励費補助金の支給申請及び支給決定についてのこと。」と第10号「私立幼稚園児就園助成金の支給申請及び支給決定についてのこと。」を全文削除いたします。

私立幼稚園就園奨励費補助金及び私立幼稚園児就園助成金の支給申請及び支給決定に関する事務

につきましては、市長の権限に属する事務でございますが、これまで、市長より教育委員会に委任され、実際の事務は、子育て支援課の職員が教育委員会事務局学校教育課の職員を兼務する形で行なっておりました。

今回、公立幼稚園の廃止に伴い、その兼務が解かれることになりましたので、今後は、当該事務を教育委員会に委任することなく、市長の権限として行うこととなったためでございます。

また、第2号及び第9号、10号が全文削除されることに伴う号ずれにより、変更前の第3号から第8号までを第2号から第7号に、第11号、第12号を第8号、第9号にそれぞれ変更するものです。

なお、付則としまして、「この規則は平成30年4月1日から施行する。」としております。

説明は以上です。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

奥教育長

ただいま、教育総務課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第15号「泉佐野市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第16号「泉佐野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

川崎子育て支援課長

それでは、議案第16号「泉佐野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則」の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案資料16をご覧ください。

これは、公立幼稚園と公立保育所を幼保連携型認定こども園へ移行するにあたりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に、「地方公共団体の長は幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定や教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものは、教育委員会の意見を聴かなければならない」と規定されておりますので、第1号及び第2号の案件につきましては、教育委員会の議を経ることを規定するものです。

なお、附則としまして、この規則は平成30年4月1日から施行するものです。

説明は以上のとおりです。

ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、子育て支援課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第 16 号「泉佐野市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定により教育委員会の意見を聴取する事務を定める規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

次に、議案第 17 号「泉佐野市営プール条例施行規則の一部を改正する等の規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

川崎子育て支援課長

議案第 17 号の「泉佐野市営プール条例施行規則の一部を改正する等の規則について」提案理由をご説明申し上げます。

この規則の一部を改正する等の規則も同じく認定こども園へ移行するために必要な規定を改正等するものです。

議案第 17 号の資料の新旧対照表をご覧ください。

泉佐野市営プール条例施行規則第 8 条第 2 号中、裏面の泉佐野市民総合体育館条例施行規則第 12 条第 2 号中、次のページの泉佐野市民テニスコート条例施行規則第 5 条第 2 号中、それぞれ「幼稚園」の次に「、認定こども園」を加えますのは、市営プール、総合体育館、市民テニスコートの使用料の減免又は免除規定に認定こども園を追加する文言修正です。

次に、泉佐野市教育委員会公印規則のうち、別表第 1 中、「泉佐野市立幼稚園之印」と「泉佐野市立幼稚園長印」のそれぞれの行を削除し、別表第 2 中、ひな形 8 番と 9 番を削除しますのは、幼稚園が認定こども園へ移行するために公印を廃止するものです。

次のページの泉佐野市立学校の市費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則のうち、第 2 条中、「幼稚園の教職員及び」を削りますのは、同規則第 1 条で泉佐野市立学校に勤務し、市が給与を負担する職員の勤務時間、休日、休暇等を定めるとする本規則の趣旨において、職員の定義から幼稚園教職員を削除するためでございます。

次に、裏面の泉佐野市立大池グラウンド条例施行規則第 5 条第 2 号中、次のページの泉佐野市立生涯学習センター条例施行規則第 6 条第 2 号中、裏面の泉佐野市立公民館条例施行規則第 9 条の 2 第 2 号中、次のページの泉佐野市立健康増進センター条例施行規則第 12 条第 2 号中、それぞれ「幼稚園」の次に「、認定こども園」を加えますのは、大池グラウンド、生涯学習センター、公民館、健康増進センターの使用料の減免又は免除規定に認定こども園を追加する文言修正でございます。

また、裏面の泉佐野市指定文化財旧新川家住宅条例施行規則第 6 条第 2 号中「幼稚園」の次に「、認定こども園」を加えますのは、旧新川家の観覧料等の減免規定に同様の文言修正を加えるものです。

なお、泉佐野市立幼保連携型認定こども園条例及び同条例施行規則を制定するに伴いまして、泉佐野市立幼稚園運営に関する規則、及び泉佐野市立幼稚園保育料等に関する条例施行規則、並びに泉佐野市立幼稚園の定員に関する規則をそれぞれ廃止する規定となっております。

附則としまして、この規則は、平成30年4月1日から施行します。

説明は簡単ですが以上のおりでございます。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、子育て支援課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第17号「泉佐野市営プール条例施行規則の一部を改正する等の規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第18号「泉佐野市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

上野教育部長

本議案につきましては、本年4月1日に開設することとしております北部公民館について条例の改正を行うもので、利用時間および休館日等について改正を行うものでございます。佐野公民館、長南公民館と異なる内容につきましては、佐野・長南公民館では現在、月曜・祝日が休館日で月曜日が祝日にあたる場合は、その翌日が休館日となっておりますが、北部公民館につきましては、これまでの経過を踏まえ、日曜・祝日を休館としており、祝日が月曜日に該当しても、そのまま休館としております。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

奥教育長

ただいま、教育部長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第18号「泉佐野市立公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第19号「泉佐野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

上野教育部長

本議案も先ほどの議案と同じでありまして、4月1日から開設予定となっております、北部公民館図書室に関して条例の改正を行うものでございます。休館日につきましては、北部公民館に準じた休館でありますけれども、利用時間につきましては、佐野・長南公民館が午前9時半から午後5時までとなっておりますのを、北部公民館につきましては利用の多様性等を考慮して10時半から午後6時まで開設させていただくこととしております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

奥教育長

ただいま、教育部長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第19号「泉佐野市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第20号「泉佐野市立青少年センター条例施行規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

山隅青少年課長

議案第20号「泉佐野市立青少年センター条例施行規則を廃止する規則の制定について」ご説明申し上げます。

現青少年センターが南部市民交流センターに機能移転し、そちらで指定管理において青少年センター業務を行うことになりました。29年6月議会におきまして、泉佐野市立市民交流センター条例の一部改正に併せて、泉佐野市立青少年センター条例についてはその時に廃止が可決されております。つきましてはそれに伴いまして、泉佐野市立青少年センター条例施行規則についても廃止するとして提案させていただいております。

内容につきましては、資料20をご覧ください。「泉佐野市立青少年センター条例施行規則は、廃止する。」とし、附則としまして、「この規則は、平成30年4月1日から施行する。」、また、それに伴いまして、泉佐野市教育委員会公印規則の一部、別表第1中「泉佐野市立青少年センター館長之印」と別表第2中「泉佐野市立青少年センター館長之印」の表記についても、同じく削除ということであげております。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

奥教育長

ただいま、青少年課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第 20 号「泉佐野市立青少年センター条例施行規則を廃止する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第 21 号「泉佐野市営プール条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

山路スポーツ推進課長

議案第 21 号「泉佐野市営プール条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

議案資料 21 並びに泉佐野市市営プール条例施行規則新旧対照表、泉佐野市民総合体育館条例施行規則新旧対照表、泉佐野市立健康増進センター条例施行規則新旧対照表をご覧ください。

3つの条例施行規則につきまして、今回改正する点は使用料の減免、免除の関係でございます。市議会及び市の執行機関が使用する場合、平成 29 年度までは、10 割減免、要するに使用料無料としておりましたが、それぞれ廃止し、全額使用料を徴収することとする規則の改正でございます。

説明は以上です。

ご審査賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、スポーツ推進課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

中村委員

新旧対照表の改正後を見ますと、12 条 (1) に「及び保育所が使用する場合」とありますが、保育所はもう無くなるのですよね。

川崎子育て支援課長

公立の保育所と幼稚園はなくなりますが、民間の保育園や幼稚園、こども園がありますので、保育所という文言はこのまま継続して活かしていく方向です。

中村委員

民間も含めてということですね、わかりました。

奥教育長

他にございませんか。

無いようでございますので、議案第 21 号「泉佐野市営プール条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第 22 号「泉佐野市民テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

山路スポーツ推進課長

議案第 22 号「泉佐野市民テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

先日の教育委員会議におきまして泉佐野市民テニスコート条例の一部改正ということをお願いしましたとおり、30 年 6 月から上瓦屋テニスコートを廃止いたします。これに伴いまして、これまでの条例施行規則の改正がございます。

議案資料 22 並びに泉佐野市民テニスコート条例施行規則新旧対照表をご覧ください。

第 2 条第 1 項中「市民テニスコート（以下、「テニスコート」という。）の」を付け加え、「泉佐野市民テニスコート使用許可申請書（様式第 1 号）」を「次に掲げる事項を記載した申請書」に改め、同項に第 1 号から第 6 号まで加えるという変更でございます。

次に、第 3 条中「前条」を「委員会は、前条」に、「泉佐野市民テニスコート使用許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）」を「許可書」に改めます。

裏面に移りまして、第 4 条中「直ちに泉佐野市民テニスコート使用取消（変更）申請書（様式第 3 号）に」を「前条の規定により交付された」に、「提出」を「申請」に改めます。

先程、市営プール条例施行規則でもご説明させていただきましたように、第 5 条中第 1 号を削除し、変更前の第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げます。

また、第 6 条第 2 項中「泉佐野市民テニスコート使用料還付申請書（様式第 5 号）を提出」を「申請」に文言を改めます。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「次のとおり」を「午前 7 時から午後 7 時（冬期は午後 5 時）まで」に改め、同項各号を削除しますのは、上瓦屋テニスコートが廃止され長滝テニスコートのみとなるためでございます。

第 11 条につきましては、「使用中」の次に「第 3 条の規定により交付された」の文言を追加しております。

様式第 1 号から様式第 5 号までを削ります。

また、附則としまして、「この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項の改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。」としております。

説明は以上です。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

谷口スポーツ担当理事

少し補足で説明させていただきます。

今回の条例の施行規則の改正は今説明しましたように、上瓦屋テニスコートの廃止と減免料の改定と、それと細かく書いておりますのが、今までテニスコート、大池グラウンドという施設ごとに申請書様式を規則で決めていましたものを、記載すべき事項のみを定めることとし、併せて、各施設の申請書を共通にしようと考えております。

そうすることで、ここに番号を入れた方がよいなど、何か様式を変更しようというときに、教育委員会議でわざわざ委員さん方にご審議いただくことなく、その都度受付しやすいように、こちらのほうで改訂させていただきたいという内容になっておりますので、よろしくご理解のほうお願いいたします。

奥教育長

ただいま、スポーツ推進課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第22号「泉佐野市民テニスコート条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

次に、議案第23号「泉佐野市立大池グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。

山路スポーツ推進課長

議案第23号「泉佐野市立大池グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

議案資料23並びに泉佐野市立大池グラウンド条例施行規則新旧対照表をご覧ください。

先程、谷口理事からも説明の中で触れましたように、大池グラウンドも使用料免除、並びに様式の関係の規則改正をさせていただきたいということで、新旧対照表の通り、ほぼテニスコートの規則の改正と一緒にということですので、説明を省略させていただきます。

なお、附則としまして、「この規則については平成30年4月1日から施行する。」としております。説明は以上です。

ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

奥教育長

ただいま、スポーツ推進課長より説明がありましたが、ご質問等がございましたら、お願いします。

無いようでございますので、議案第23号「泉佐野市立大池グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

これをもちまして、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の4月定例教育委員会会議は、4月6日の金曜日、午後3時から、市役所4階庁議室で開催いたします。

それでは、これをもって本日の会議は終了いたします。

(午後0時15分閉会)